

保育児童数の算定方法

1 保育児童数について

- (1) 各月において職員と保育所との間に受託契約がなされており、かつ各月において15日以上保育した職員の児童を保育児童数として算定する。なお、臨時に保育した児童については次の(2)による。
- (2) 臨時に保育した児童については、下記の方法により換算した上で保育児童数として算定できる。ただし、1日単位で保育した児童についてのみとし、時間単位以下で保育した児童については算定しない。

(1)、(2)に基づき算定した各月における保育児童数を年間平均した人数が4.0人以上であれば4人未満の月があってもⅡ型とする。ただし、4人未満が6ヶ月以上の場合はⅡ型の補助対象外(Ⅰ型で補助対象)とする。その他の区分においても同様の考え方とする。

(例) ① 4月～10月までが5人、11月～3月までが3人の場合

$$\{(5人 \times 7ヶ月) + (3人 \times 5ヶ月) \div 12ヶ月\} = 4.16 \dots \text{人 (小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出)} \rightarrow \underline{4.2人} \rightarrow \text{Ⅱ型}$$

② 4月～9月までが5人、10月～3月までが3人の場合

$$\{(5人 \times 6ヶ月) + (3人 \times \underline{6ヶ月}) \div 12ヶ月\} = \underline{4.0人} \rightarrow \text{補助対象外 (Ⅰ型で対象)}$$

【(2)の換算方法】

$\text{(保育児童換算数)} = \frac{\text{(臨時に保育した児童の月間延保育日数)}}{\text{(実際の月間延開所日数)}}$

(例) 1日8時間、20日開所した保育所において、

15日間以上保育した児童 3人

6日間臨時に保育した児童 1人

5日間臨時に保育した児童 2人 の場合

臨時に保育した児童を換算すると

$$6日 \div 20日 = 0.3人$$

$$5日 \div 20日 = 0.25人$$

【合計】 3人 + 0.3人 + 0.25人 × 2人 = 3.8人 (小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出) → 3.8人